

《犯罪による収益の移転防止に関する法律の方針》

当社では、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下「犯収法」といいます。）により、次のとおりお客様のご本人の確認をさせていただいております。また、国際的な取り組みの一環として、本人確認法執行令が改正され、新たにご本人の確認が必要になりました。

ご理解のうえ、ご協力下さいますようお願い申し上げます。

1.（ご本人の確認）

（1）お客様が個人の場合

・当該個人の氏名、住所および生年月日

なお、受益権売買契約等などで、ご本人以外の方が来店された場合には、その来店された方につきましてもご本人の確認をさせていただくこととなります。

（2）お客様が法人の場合

(a) 当該法人の名称および本店または主たる事務所の所在地

(b) 当該法人の代表者などご来店された方の氏名、住所および生年月日

2.（ご本人の確認が必要な取引）

次の取引時に本人確認をさせていただくこととなります。

（1）当社と顧客等との継続的な取引関係の開始時

（信託取引の開始・有価証券の売買・信託受益権の売買・不動産現物売買）

（2）一定金額以上の単発取引（200万円を超える大口現金取引等）

（3）本人特定事項の真偽に疑いがある顧客等との取引

なお、一度、本人確認を行った顧客等については、上記の取引（（3）を除く）を行う場合であっても、再度の公的証明書の提示等を要しないことといたします。

※これらの取引以外にもご本人の確認をすることがありますので、ご協力ください。

3.（ご本人および法人の代表者などご来店された方の確認方法ならびに提示していただく書類）

【個人のお客様の場合】

以下の書類により、氏名、住所および生年月日を確認させていただきます。

（1）次の本人確認書類の場合には、窓口で原本を直接提示していただくことによりご本人の本人確認を行います。

(a) 運転免許証 (b) 旅券（パスポート）・乗員手帳 (c) 住民基本台帳カード（写真付のもの）

(d) 各種年金手帳 (e) 各種福祉手帳 (f) 各種保険手帳 (g) 医療受給者証 (h) 母子健康手帳

(i) 身体障害者手帳 (j) 外国人登録証明書 (k) 取引に実印を使用する場合の当該実印の印鑑登録証明書（6ヶ月以内）(l) 官公庁から発行・発給された書類で、顔写真が添付されたもの（ただし、ご本人から提示された場合などに限ります。）

※本人確認書類は、氏名、住所および生年月日が記載されているものに限りません。

【法人のお客様の場合】

以下の書類より、当該法人の名称および本店または主たる事務所の所在地を確認させていただきます。

なお、当該法人の代表者など来店された方の氏名、住所および生年月日についても確認させていただきます。

この場合の書類は【個人のお客様の場合】を参照してください。

（1）登記事項証明書（6ヶ月以内）

（2）印鑑登録証明書（6ヶ月以内）

（3）官公庁から発行・発給された書類